

令和2年度中野市国民健康保険特別会計予算(案)

款	項目	H31当初予算額 (A)	標準保険税率 (B1)	令和2年度予算案 (B2)	前年予算比較 (B2-A)	R2税率変更比較 (B2-B1)
	歳入	円	円	円	円	円
1	国民健康保険税	1,220,633,000	1,125,546,000	1,110,216,000	-110,417,000	-15,330,000
2	手数料	518,000	518,000	518,000	0	0
3	国庫支出金	1,000	1,000	1,000	0	0
4	県支出金	3,386,731,000	3,341,719,000	3,341,719,000	-45,012,000	0
5	財産運用収入	1,000	8,000	8,000	7,000	0
6	繰入金	370,750,000	358,201,000	373,393,000	2,643,000	15,192,000
	一般会計繰入金	370,749,000	358,200,000	355,793,000	-14,956,000	-2,407,000
	基金繰入金	1,000	1,000	17,600,000	17,599,000	17,599,000
7	繰越金	1,000	1,000	1,000	0	0
8	諸収入	10,896,000	10,641,000	10,779,000	-117,000	138,000
	延滞金	6,263,000	6,263,000	6,263,000	0	0
	雑入	4,633,000	4,378,000	4,516,000	-117,000	138,000
9	財政安定化基金貸付金	0	0	0	0	0
	計	4,989,531,000	4,836,635,000	4,836,635,000	-152,896,000	0
	歳出					
1	総務費	75,021,000	70,991,000	70,991,000	-4,030,000	0
	総務管理費	48,305,000	44,642,000	44,642,000	-3,663,000	0
	徴税费	26,538,000	26,181,000	26,181,000	-357,000	0
	運営協議会費	178,000	168,000	168,000	-10,000	0
2	保険給付費	3,354,550,000	3,306,386,000	3,306,386,000	-48,164,000	0
	療養諸費	2,934,025,000	2,898,918,000	2,898,918,000	-35,107,000	0
	高額療養費	392,916,000	379,848,000	379,848,000	-13,068,000	0
	高額介護合算療養費	400,000	400,000	400,000	0	0
	移送費	80,000	80,000	80,000	0	0
	出産育児諸費	23,128,000	23,128,000	23,128,000	0	0
	葬祭諸費	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	0
	結核精神諸費	1,000	12,000	12,000	11,000	0
3	国民健康保険事業費納付金	1,479,717,000	1,347,267,000	1,347,267,000	-132,450,000	0
4	財政安定化基金拠出金	1,000	1,000	1,000	0	0
5	保健事業費	72,677,000	71,418,000	71,418,000	-1,259,000	0
6	基金積立金	1,000	8,000	8,000	7,000	0
7	公債費(財政安定化基金償還金)	0	33,000,000	33,000,000	33,000,000	0
8	諸支出金	6,564,000	6,564,000	6,564,000	0	0
9	予備費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0
	計	4,989,531,000	4,836,635,000	4,836,635,000	-152,896,000	0
	歳入合計	4,989,531,000	4,836,635,000	4,836,635,000	-152,896,000	0
	歳出合計	4,989,531,000	4,836,635,000	4,836,635,000	-152,896,000	0
	差引	0	0	0	0	0

○国民健康保険税の推移

(税率の経過) 区分		平成20年度～ 平成29年度 9年間据置	平成30年度 A	令和元年度 B	令和2年度					区分	
					県標準税率 C	標準税率(繰上) D	税率改定案 E	前年差 F=E-B	標準差 G=E-D		
医療分	所得割	5.70%	6.70%	7.10%	6.16%	6.20%	6.10%	-1.00%	-0.10%	所得割	医療分
	資産割	16.00%	18.00%	16.90%	15.98%	16.00%	15.60%	-1.30%	-0.40%	資産割	
	均等割(人)	23,500円	26,600円	24,600円	24,896円	24,900円	24,300円	-300円	-600円	均等割(人)	
	平等割(世帯)	21,300円	23,200円	21,600円	19,981円	20,000円	19,600円	-2,000円	-400円	平等割(世帯)	
後期支援金分	所得割	1.50%	2.00%	2.40%	2.12%	2.20%	2.20%	-0.20%	0.00%	所得割	後期支援金分
	資産割	6.00%	7.80%	8.20%	7.90%	7.90%	7.90%	-0.30%	0.00%	資産割	
	均等割(人)	6,500円	8,600円	8,800円	9,057円	9,100円	9,100円	300円	0円	均等割(人)	
	平等割(世帯)	5,900円	7,600円	7,800円	7,368円	7,400円	7,400円	-400円	0円	平等割(世帯)	
介護保険分	所得割	1.50%	1.70%	2.00%	1.92%	2.00%	2.00%	0.00%	0.00%	所得割	介護保険分
	資産割	4.00%	4.70%	4.60%	5.15%	5.20%	5.20%	0.60%	0.00%	資産割	
	均等割(人)	8,000円	9,200円	9,900円	11,031円	11,100円	11,100円	1,200円	0円	均等割(人)	
	平等割(世帯)	5,300円	5,700円	5,800円	6,789円	6,800円	6,800円	1,000円	0円	平等割(世帯)	
計	所得割	8.70%	10.40%	11.50%	10.20%	10.40%	10.30%	-1.20%	-0.10%	所得割	計
	資産割	26.00%	30.50%	29.70%	29.03%	29.10%	28.70%	-1.00%	-0.40%	資産割	
	均等割(人)	38,000円	44,400円	43,300円	44,984円	45,100円	44,500円	1,200円	-600円	均等割(人)	
	平等割(世帯)	32,500円	36,500円	35,200円	34,138円	34,200円	33,800円	-1,400円	-400円	平等割(世帯)	

○国民健康保険税の軽減額について

(単位:円)

軽減区分	世帯主と加入者の所得合計	<軽減額>						軽減区分
		均等割(1人につき)			平等割(1世帯につき)			
		医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	
7割	33万円以下の世帯	17,010	6,370	7,770	13,720	5,180	4,760	7割
5割	(28.5万円×被保険者数+33万円)以下の世帯	12,150	4,550	5,550	9,800	3,700	3,400	5割
2割	(52万円×被保険者数+33万円)以下の世帯	4,860	1,820	2,220	3,920	1,480	1,360	2割

令和2年度中野市国民健康保険特別会計予算(案) (1/30 国民健康保険事業の運営に関する協議会後の変更) (緑色 塗りつぶし部分)

款	項目	H31当初予算額 (A)	標準保険税率 (B1)	令和2年度予算案 (B2) 1/30第2回協議会	令和2年度予算案 (B3) 最終案	前年予算比較 (B3-A)	1/30と最終変更後の比較 (B3-B2)
	歳入	円	円	円		円	円
1	国民健康保険税	1,220,633,000	1,125,546,000	1,110,216,000	1,096,446,000	-124,187,000	-13,770,000
	手数料以下変更なし						
	計	4,989,531,000	4,836,635,000	4,836,635,000	4,822,871,000	-166,660,000	-13,764,000

	歳出	H31当初予算額 (A)	標準保険税率 (B1)	令和2年度予算案 (B2) 1/30第2回協議会	令和2年度予算案 (B3) 最終案	前年予算比較 (B3-A)	1/30と最終変更後の比較 (B3-B2)
	総務費、保険給付費変更なし						
3	国民健康保険事業費納付金	1,479,717,000	1,347,267,000	1,347,267,000	1,333,503,000	-146,214,000	-13,764,000
	財政安定化基金拠出金～ 予備費 変更なし						
	計	4,989,531,000	4,836,635,000	4,836,635,000	4,822,871,000	-166,660,000	-13,764,000

	歳入合計	4,989,531,000	4,836,635,000	4,836,635,000	4,822,871,000	-166,660,000	-13,764,000
	歳出合計	4,989,531,000	4,836,635,000	4,836,635,000	4,822,871,000	-166,660,000	-13,764,000
	差引	0	0	0	0	0	0

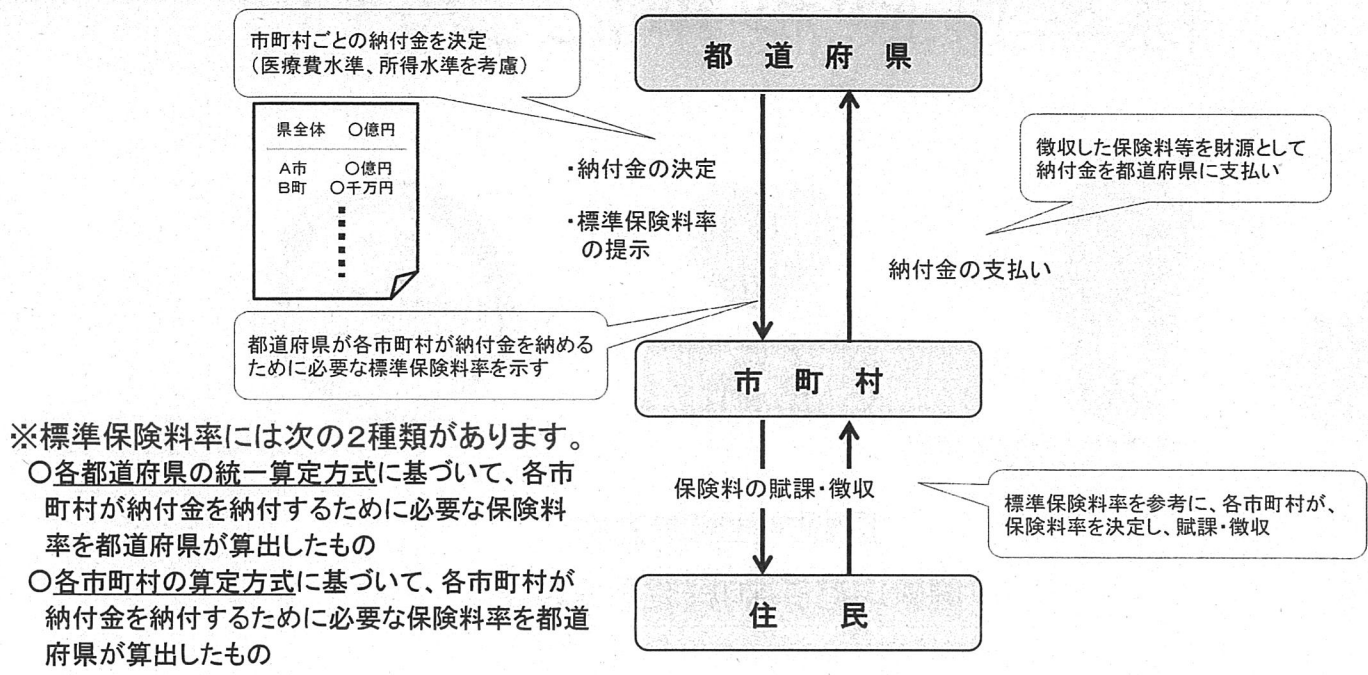
※ 第2回中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議資料(予算案A3版)から、修正した部分のみを抜粋しています。

新国保制度の仕組み②

市町村は、保険料と国及び県の公費を財源として都道府県に納付金を納付します。

市町村は、都道府県から示された納付金額と標準保険料率を参考にして、保険料率を決定し、徴収した保険料と国や県から交付される公費と合わせて、都道府県に納付金を納付

<国保制度改革後の国保保険料の賦課・徴収のイメージ>

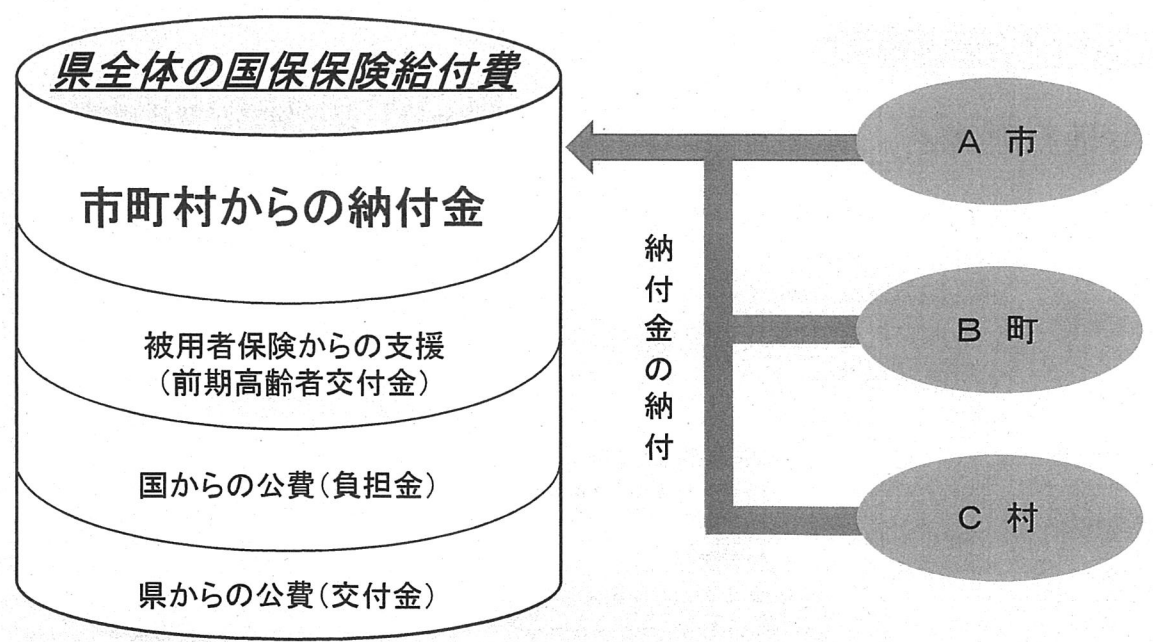


※標準保険料率には次の2種類があります。
 ○各都道府県の統一算定方式に基づいて、各市町村が納付金を納付するために必要な保険料率を都道府県が算出したもの
 ○各市町村の算定方式に基づいて、各市町村が納付金を納付するために必要な保険料率を都道府県が算出したもの

納付金の仕組み

県全体の国保保険給付費は、全市町村からの納付金と国・県・被用者保険からの交付金等で賄われます。

<納付金の仕組み>

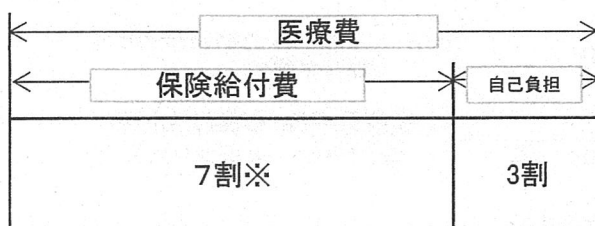


平成31年度納付金算定について

1 納付金等算定の流れ(イメージ)

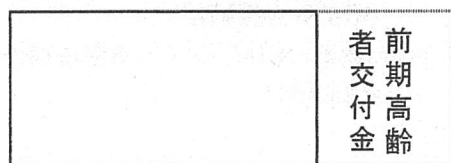
イメージ 1

① 保険給付費の算定



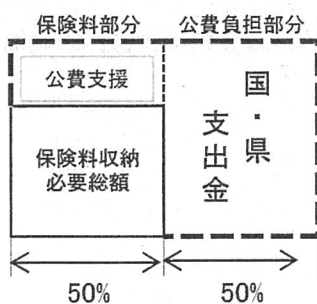
※実際の保険給付費は高額医療費が含まれるため8割を超えている状況

② 前期高齢者交付金等の控除



※前期高齢者の加入状況等により交付

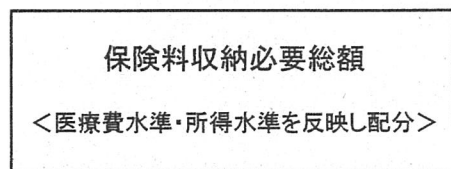
③ 国庫・県支出金及び公費支援の控除



※前期高齢者交付金等を控除後の部分は保険料と公費で半分ずつ負担

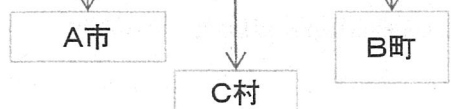
※保険料負担部分について保険料軽減や保険者支援など公費による支援

④ 各市町村の納付金額の算定



※市町村標準保険料率を併せて提示
(3方式の場合)

- 均等割 ○○,○○○円
- 平等割 △△,△△△円
- 所得割 □ %

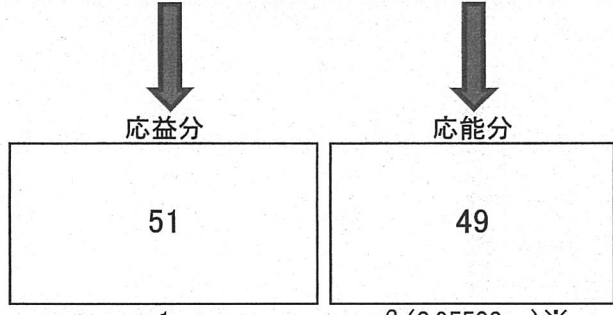


※実際の保険料率は上記保険料率を参考に市町村が決定

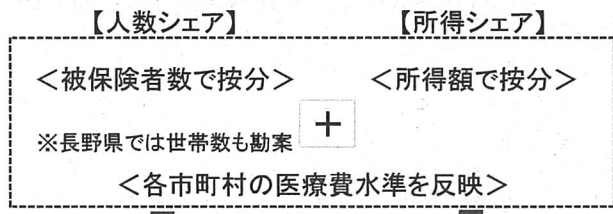
- (4方式)
- 均等割 ○○,○○○円
 - 平等割 △△,△△△円
 - 所得割 □ %
 - 資産割 ◇ %

イメージ 2

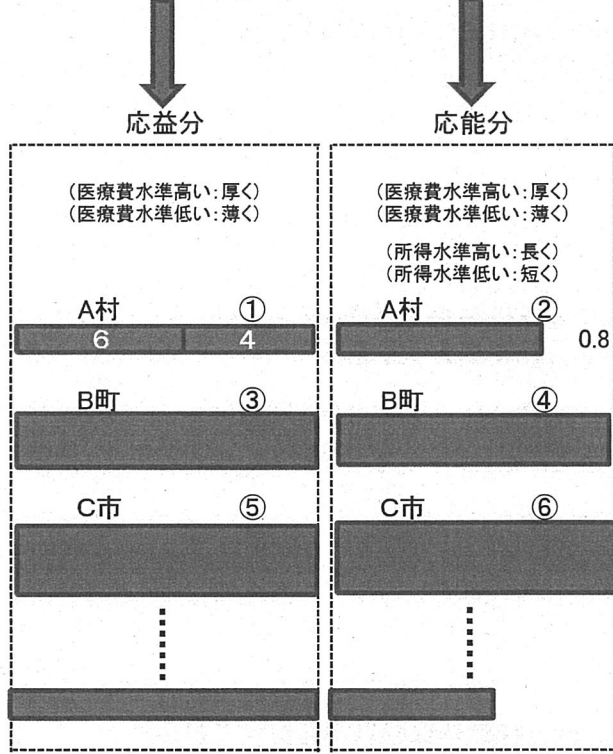
保険料収納必要総額
(納付金算定基礎額)



P1
 ※β = 応能分への納付金の配分割合を調整
 (道府県平均一人当たり所得 / 全国平均一人当たり所得)



P2
 ※1 医療費水準は100%反映(≠統一保険料水準)
 ※2 高額医療費(80万円超)は全市町村で共同負担(医療費実績調整)
 ※3 所得額は賦課できる所得限度額の総計で按分<国基準>

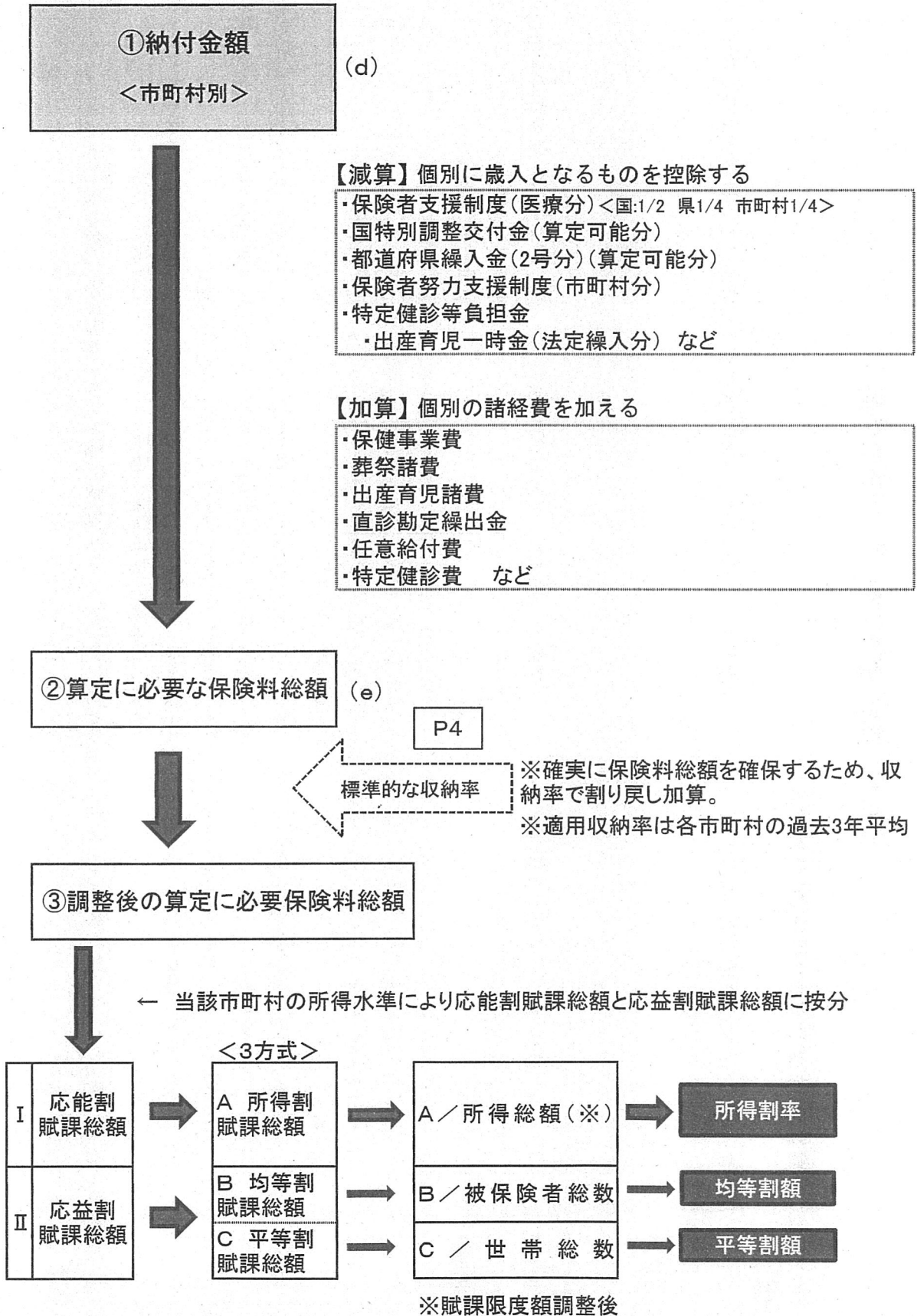


P3
 ※1 応益分は「均等割分」と「平等割分」に配分(割合=長野県の過去3年間の実績平均)
 ※2 配分方式は3方式(所得割、均等割、平等割)

【各市町村の納付金基礎額】
 A村 = ① + ②
 B町 = ③ + ④
 C市 = ⑤ + ⑥

※実際の納付金額は上記納付金基礎額に審査支払手数料や地方単独事業の減額調整分等を加算。

2 市町村別標準保険料率算定の流れ(イメージ)



令和2年度納付金等算定における確認事項

1 令和2年度の診療費、被保険者数及び世帯数の推計方法について

<確認事項>

令和2年度の診療費、被保険者数及び世帯数の推計方法について、今般国から下記の通り予算編成留意事項に記載予定の推計方法等が提示された。それを受けて、長野県においては以下の通り推計を行うこととしてよいか。

<推計方法>

【基本的な考え方】(予算編成留意事項に記載)。

給付費総額の推計は、負担区分別の(1)「被保険者1人当たり診療費」×(2)「被保険者数推計」×「給付率推計」を掛け合わせて算出する。

推計方法 (国から 提示)	① 「令和元年度の一人当たり診療費」× 「平成29-令和元年度の伸び率の平方根 (※)」	② 「平成30年度の一人当たり診療費」× 「平成26-30年度の伸び率の4乗根の2乗 (※)」	③ 「平成30年6月～令和元年5月の一人 当たり診療費」×「平成28-30年度の伸び率 の平方根(※)」
※ 2年分の伸び率(推計値)の平方根をとること とで1年分の伸びを推計し、それを令和元年度 (後半は推計値)に乗じることと令和2年度診療 費を推計する。	※ 4年分の伸び率(実績値)の4乗根をとること で1年分の伸びを推計し、それを2乗した2年分の 伸びを平成30年度(実績値)に乗じることと令和2 年度診療費を推計する。	※ 2年分の伸び率(実績値)の平方根をとること で1年分の伸びを推計し、それを直近1年分の診療 費(実績値)に乗じることと令和2年度診療費を推 計する。	※ 2年分の伸び率(実績値)の平方根をとること で1年分の伸びを推計し、それを直近1年分の診療 費(実績値)に乗じることと令和2年度診療費を推 計する。
特徴 毎年度の予算編成留意事項通知で示さ れている基本の考え方。 推計値を多く用いるため、過度に伸び率 等が大きくなる可能性もある。	平成28年度診療費実績の前年度伸び率が 著しく低いため、直近4年度間(平成26-30 年度)の伸び率の推移を踏まえて伸び率を補 正する方法。 (令和元年度納付金算定時に採用。)	①の短期間の実績の大小が過度に反映さ れる問題を緩和する。国から新たに示された 推計方法。 実績値を多く使用するため、実績との大幅 な乖離は少ないと見込まれる。	
県の考 え方	上記3通りの方法で推計を行い、安定的な保険給付のために、推計結果が最も大きくなる方法で推計を行う。		

2 被保険者数・世帯数	
推計方法 (国) ① コーホート要因法を用いた被保険者数推計 「情報集約システムから連携された1歳刻みの被保険者数情報」×「移動率(1年間の平均値、男女別移動率)」 ※概要は別紙参照。	② 「令和2年度被保険者数・世帯数(推計)」 = 「令和元年度被保険者数(推計)」×「平成30-令和元年度の伸び率」 毎年度の予算編成留意事項通知で示される基本的な考え方。
特徴	今年度から新たに納付金算定システムに追加される推計機能。(コーホート要因法による分析については9月18日に予定されている納付金算定標準システム研修会にて詳細情報の提供がある予定。)
県の考え方	伸び率については、被保険者数の減少率を過小評価することのないよう、昨年度から前年度の伸び率を用いることとなった。 令和元年度の被保険者数について推計し、その推計を基に算出した伸び率を乗じるため、小規模町村の被保険者数の少ない区分(未就学児等)で異常値がある可能性がある。
県の考え方	被保険者数については、原則、新たな推計方法である①で推計するが、②の方法でも実施し、①の結果の検証を行う。 世帯数については、従来どおり②の方法で行う。(コーホート要因法では推計不可。)

<留意事項>

上記(1)1人当たり診療費及び(2)被保険者数推計について、上記の考え方を基本とするが、仮係数による試算の結果を踏まえ、(主に小規模町村において)異常値等が出た場合には調整を行う可能性もある。

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

令和元年台風第15号又は第19号等により
被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて（保険者向け）

「令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その13）」（令和2年1月24日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡。以後更新された場合には当該更新された直近のもの。以下「1月24日付事務連絡」という。（別添））により、保険医療機関等における一部負担金、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額（以下単に「一部負担金」という。）の支払いが困難な者の取扱いが示されたところですが、保険者における一部負担金の取扱いについては下記のとおりですので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内保険者に対する周知等よろしくお願いいたします。

また、1月24日付事務連絡の別紙1又は別紙2に記載されていない保険者であつて、当該保険者の被保険者に令和元年台風第15号又は第19号等に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有する被保険者がいるものにおかれては、当該被保険者の実情を踏まえ、保険医療機関等における一部負担金の支払いの猶予及び免除を実施できないかご検討をお願いいたします。

（「令和元年台風第19号で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて（保険者向け）」（令和元年10月18日付け厚生労働省保険局国民健康保険課高齢者医療課事務連絡）から、下線部分並びに様式1及び様式2を修正又は追加）

記

- 1 10月18日付事務連絡に基づき、保険医療機関等において一部負担金の支払いを猶予され、費用の10割を審査支払機関へ請求された診療報酬請求書に係る一部負担金については、国民健康保険にあつては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和34年3月30日付け保発第21号厚生省保険局長通知）、後期高齢者医療制度にあつては「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成20年3月24日付け保総発第0324005号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）にかかわらず、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、免除することができることとすること。

- 2 1に基づく一部負担金の免除額については、保険者（市町村及び後期高齢者医療広域連合に限る。）への財政支援を行う予定であること。
- 3 なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）に係る標準負担額の取扱いについては、現行どおりであること。
- 4 令和2年4月1日以降は、1に基づく一部負担金の免除対象者（以下「免除対象被保険者」という。）が保険医療機関等の窓口において一部負担金の免除を受けるためには、保険医療機関等において療養の給付を受ける際に、様式1による国民健康保険一部負担金免除証明書又は様式2による後期高齢者医療一部負担金免除証明書（以下「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提示する（保険薬局の場合にあっては、処方せんに免除証明書を添えて当該保険薬局に提示する）こととし、その旨を免除対象被保険者に対して周知すること。
また、免除対象被保険者から一部負担金の免除申請があった場合には速やかに免除証明書を交付すること（なお、保険者自ら罹災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、保険者の判断により、申請を待つことなく免除証明書を交付しても差し支えないこと。）。

国民健康保険一部負担金免除証明書

被保険者証	記号		番号	
被保険者氏名			生年月日	
世帯主氏名 又は 組合員氏名				
住所				
特例の内容 及び 有効期間	<input type="radio"/> 一部負担金の免除 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)			

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

市 町 村 長 印

この証は、令和元年台風第15号又は第19号等により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金の免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出て下さい。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

後期高齢者医療一部負担金免除証明書

被 保 険 者 番 号		
被 保 険 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
特 例 の 内 容 及 び 有 効 期 間	<input type="radio"/> 一部負担金の免除 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)	

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

〇〇県後期高齢者医療広域連合長 〇〇 〇〇 印

この証は、令和元年台風第15号又は第19号等により被災した被保険者が保険医療機関等で診療等を受けた際に支払う一部負担金の免除措置を受けられることを証明するものです。

1. 保険医療機関等の窓口で、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出て下さい。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

令和元年台風第19号の被災者の皆様 (令和2年2月～3月の取扱い)

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

- **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

長野県 対象保険者（令和2年2月以降）

令和2年1月27日10時現在（今後随時更新）で長野県が把握している対象保険者（厚生労働省の発表と異なる場合がありますが、こちらが最新情報です。）

〔国保・介護保険〕 長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市（国保のみ）、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村（国保のみ）、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村（介護のみ）、飯綱町、栄村、長野県医師国保組合、長野県建設国保組合（上記の②～⑤は対象外）

※ 飯山市介護保険については、窓口で免除証明書を提示することで、利用料不要となります。

〔上記以外〕 後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。-14-